堺市高齢者緊急一時入所事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者を現に養護する者（以下「養護者」という。）による当該高齢者に対する虐待により緊急の対応が必要な高齢者を一時的に老人ホーム等へ入所させること（以下「緊急一時入所」という。）について必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　緊急一時入所の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　本市の区域内に住所を有するおおむね６５歳以上の者

(2)　養護者による虐待により、緊急の対応が必要と認められる者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、緊急一時入所の対象者としない。

(1)　疾病等により、入院して医療を受ける必要がある者

(2)　伝染性疾患がある者

（事業の実施等）

第３条　緊急一時入所は、堺市立八田荘老人ホーム又は市長が適切な事業運営が確保できると認めて委託する社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム（以下これらを「実施施設」という。）において行う。

２　前項の規定により緊急一時入所に係る事業の実施を委託した場合における委託料の額は、緊急一時入所１日につき、自立者においては、２，７０７円とし、要支援者及び要介護者においては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）に規定する予防短期入所生活介護費及びユニット型介護予防短期入所生活介護費又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）に規定する短期入所生活介護費及びユニット型短期入所生活介護費に９０単位を加算して算定された額（当該額には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。）とする。この場合において、利用者が第８条第１項各号のいずれかに該当することにより実費の負担を要しないときは、当該実費に相当する額を加えた額とする。

（緊急一時入所の期間）

第４条　緊急一時入所の期間は、原則として１４日以内とする。

（緊急一時入所の申請）

第５条　緊急一時入所を希望する者は、堺市高齢者緊急一時入所利用申請書（様式第１号。以下「利用申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

２　申請者は、申請に当たって、医療機関において健康診断を受け、健康診断書（様式第２号）を利用申請書に添付しなければならない。

（緊急一時入所の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに申請者の実情を把握し、緊急一時入所の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定による決定をしたときは、堺市高齢者緊急一時入所利用承認（不承認）決定通知書（様式第３号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、利用を決定された者（以下「利用者」という。）については、利用申請書、健康診断書及び決定通知書のそれぞれの写しを実施施設の長に送付するものとする。

（緊急一時入所決定の取消し）

第７条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急一時入所の決定を取り消すことができる。

(1) 第２条第２項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により緊急一時入所の決定を受けたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が緊急一時入所について不適当と認めたとき。

（費用負担）

第８条　利用者は、次の各号に該当する場合を除き、実費（食費（間食代を含む。）、滞在費、レクリエーションに要した材料費等をいう。）を実施施設の長に、支払わなければならない。

(1)　当該申請者の属する世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている世帯であるとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由により費用の負担能力を失っていると認めるとき。

２　利用者が前項各号に該当するときは、第５条第２項に規定する健康診断書に係る費用を本市の負担とすることができる。

（委任）

第９条　この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する